

山口労働局職員の処遇について

山口労働局総務部総務課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

キャリアパス（人事異動）について

人事異動は概ね 1 年～ 3 年の間隔で実施されます。

将来的には、本人の能力、適性等により、労働局や労働基準監督署、ハローワークの幹部職員に登用されます。

初任給

一般職（高卒者試験）の初任給 …… 1 級 5 号俸
(200,300 円 令和 8 年度) ※新卒の場合

一般職（大卒者程度）の初任給 …… 1 級 25 号俸
(232,000 円 令和 8 年度) ※新卒の場合

専門職（労働基準監督官）の初任給 …… 1 級 26 号俸

ただし、高校・大学卒業後に、民間勤務経歴、公務員経歴等がある場合には、その期間を経験年数として評価し、上乘せさせることがあります。

俸給は、採用後の勤務成績等に基づいて、昇給（号俸が上がること）、昇格（上位の級に変更すること）します。 ※昇給日は毎年 1 月 1 日

通勤手当

通勤（**片道2km以上**）のための費用を負担する職員に支給される手当です。

公共交通機関等を利用する場合、一般的には、**6ヶ月の定期券相当額**（月額150,000円の範囲内）が4月及び10月の給与支給日に一括して支払われます。

自家用車等を利用する場合は、通勤距離に応じた手当額（2,000円～66,400円）が支給されます。

また、自家用車を使用して通勤する場合、令和8年度から**駐車場代（上限5,000円）**が通勤手当の対象となっています。

住居手当

民間アパート等に入居し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支払われます（**月額28,000円が上限**）。

①月額27,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃額－16,000円

②月額27,000円を超え、61000円未満の家賃を支払っている職員

家賃額－27,000円）×1/2+11,000円（100円未満切り捨て）

③月額61,000円以上の家賃を支払っている職員

28,000円

※敷金・礼金・電気・ガス等の料金、共益費等は家賃に含まれません。

その他

- 給与の支給日 **毎月16日**
(指定した口座に振り込み)
- ボーナス（期末手当、勤勉手当）の支給日
6月30日及び12月10日
- 赴任旅費 人事異動に伴い転居をした場合、移動距離や人数（配偶者や子供）に応じて、旅費法で定められた一定額（移転料、着後手当等）を支給
- 一般旅費 公務により一定基準を満たす旅行（出張）をした場合、交通費を支給

超過勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、支払われます。

期末・勤勉手当

6月、12月の年2回支給され、年間支給割合は**4.65月分**
(令和7年人事院勧告)

特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に従事した職員に支給されます。

国家公務員の処遇（勤務時間等）

勤務時間

8時30分から17時15分まで（休憩1時間）

*一部のハローワーク施設では勤務時間が前後します。

休日

日曜日及び土曜日、国民の祝日並びに年末年始（12月29日～1月3日まで）

※通常勤務のほか、超過勤務及び休日勤務を命じられる場合があります。

*一部のハローワークでは、土曜日出勤があります。その場合、一定期間内に振替休日を取得しますので、勤務時間や勤務日数は変わりません。

年次有給休暇

給与が支払われるお休みです。本人が希望する日に取得することができ、1時間単位での取得もできます。

4月1日採用の場合、採用日の4月1日に15日付与されます。

翌年以降は、毎年1月1日に年20日付与されます。
未使用の年次有給休暇は、20日を限度として翌年に繰り越されます。

国家公務員の処遇（休暇制度）

病気休暇

けがや病気のため療養する必要がある、療養のため勤務できないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間、承認を得て使用できます。

※原則、連続90日間までは有給。

夏季休暇

7月から9月までの間に、原則として連続した**3日間**取得できます。

※有給。

産前・産後休暇

出産前は、職員からの申出により出産予定日までの**6週間以内**（多胎妊娠の場合14週間以内）、産後は、出産日の翌日から**8週間取得**することができます。

※有給。

国家公務員の処遇（休暇制度）

育児休業等制度

3歳に達するまでの子を養育するために必要な休業を取得できます。
その他、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために1日の勤務時間の一部を勤務しないことが認められる「育児時間」などの制度もあります。
※育児休業期間中及び育児時間は無休になります。
※育児休業期間については、国家公務員共済組合法が適用され、育児休業給付金が支給されます。

その他

結婚休暇（**5日以内**）、忌引休暇（親族の区分に応じ**7日以内**）、介護休暇（最短で1時間単位）、介護時間、子の看護等休暇（**5日以内**）、配偶者出産休暇（**2日以内**）男性の育児参加休暇（**5日以内**）等の休暇制度があります。
※介護休暇、介護時間は無給、それ以外は有給。

国家公務員の処遇（宿舎）

山口県内においては、**下関市、宇部市、山口市、萩市、周南市、岩国市**に宿舎を一定数確保してあります。

宿舎費は、国家公務員宿舎法により、宿舎ごとに決められています。